

桂川町空き家バンク登録物件交渉申込書兼誓約書

年 月 日

桂川町長 様

申込者 干 一

住所

氏名

生年月日 年 月 日

電話番号

E-mail

桂川町空き家バンク実施要綱第 21 条第 1 項の規定により、空き家等の購入の交渉を申込みます。

また、私及び私の家族は、桂川町空き家バンク登録物件の交渉申込みに当たり、下記の事項について誓約し、同意します。

記

1 物件情報

| | |
|--------|-------|
| 物件登録番号 | 桂家第 号 |
|--------|-------|

2 誓約・同意事項

- (1) 私は、桂川町空き家バンクの情報提供依頼の申込みに当たり、桂川町空き家バンク実施要綱(以下「要綱」という。)に定める内容の趣旨等を承諾するとともに、要綱を遵守することを誓約します。
- (2) 私及び私の家族は、桂川町空き家バンクを通じて得られた情報については、自身の移住・定住の目的に沿って利用し、決して他の目的には使用しません。
- (3) 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。
- (4) 私及び私の家族は、以下のいずれにも同意します。
 - ① 空き家等を利用することとなったときは、地域と協調して生活し、地域の活性化に寄与すること。
 - ② 登録事項を物件所有者及び当該物件媒介業者(不動産事業者)に提供されること。
 - ③ 空き家等の売買の取引に係る交渉、契約手続等の媒介等に係る報酬について、宅地建物取引業法(昭和 27 年法律第 176 号)第 46 条第 1 項の規定による額の範囲内で支払うこと。
 - ④ 空き家等の売買の取引に係る交渉、契約手続等の媒介等に係る紛争その他損害が発生した場合は、当事者間においてその解決を図ることとし、桂川町には、その責任を問わないこと。

※ 注意事項

桂川町では、物件登録者への物件交渉申込に関する必要な連絡調整を行いますが、「所有者等」及び「交渉申込者」間で行う物件の売買に関する交渉及び契約に関しての仲介行為は行いません。